

米子市監査委員告示第5号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月12日

米子市監査委員 野 坂 正 史
米子市監査委員 植 田 昭
米子市監査委員 安 田 篤

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

障がい者支援課

3 監査対象の概要

障がい者支援課の課及び担当の配置は別図のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づき策定する障害者基本計画に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。次号及び第4号において「障害者総合支援法」という。）の規定に基づき定める障害福祉計画に関すること。
- (3) 障害者総合支援法で定めるところによる自立支援給付及び地域生活支援事業に関すること（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号。以下「県事務処理特例条例」という。）で定めるところにより市が処理することとされた事項を含む。）。

- (4) 障害者総合支援法の規定に基づく指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する事。
 - (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき定める障害児福祉計画に関する事。
 - (6) 障がい者福祉サービスの総合調整及び連絡に関する事。
 - (7) 身体障がい者及び知的障がい者の福祉に関する事。
 - (8) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事。
 - (9) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び特別児童扶養手当に関する事。
 - (10) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の規定に基づく事務に関する事。
 - (11) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の規定に基づく事務に関する事。
 - (12) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）で定めるところによる障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事。
 - (13) 戦傷病者の援護に関する事。
 - (14) 県事務処理特例条例で定めるところにより市が処理することとされた戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号）の規定に基づく事務に関する事。
 - (15) 戦没者遺族の援護に関する事。
 - (16) 心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズに関する事。
- また、令和元年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和2年1月末日現在）は、別表のとおりであった。

4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

主として平成31年4月1日から令和2年1月末日までに執行された財務に関する事務

(2) 監査期日

令和2年3月25日

(3) 監査を執行した監査委員

野坂正史・植田 昭・安田 篤

(4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 旅行に関する事務については、次の不適切な処理があった。

(ア) 旅行命令（依頼）書において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 出張復命書の提出を遅延しているものがあったので、米子市職員服務規程（平成17年米子市訓令第14号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ウ 収入に関する事務については、次のとおりであった。

(ア) 使用料においては、適正に処理されていた。

(イ) 国庫支出金においては、適正に処理されていた。

(ウ) 県支出金及び諸収入においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(エ) 財産収入においては、調定を遅延しているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

エ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

オ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

カ 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

キ 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

- ク 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ケ 負担金及び補助金に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- コ 扶助費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- サ 時間外勤務に関する事務については、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあつたので、今後、適正に処理すること。なお、当該時間外勤務手当は、精算済みである。

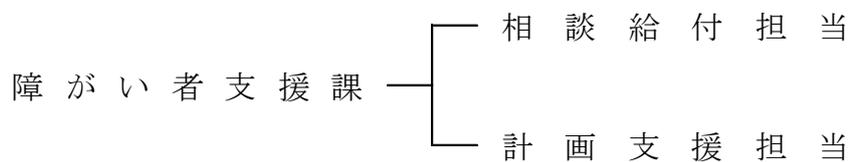
(2) 公有財産の管理事務

- ア 公有財産台帳の整備事務については、障がい者支援課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、登録事項は符合した。
- イ 行政財産の使用許可及び普通財産の貸付けに関する事務については、適正に処理されていた。

(3) 物品の管理事務

- ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあつたので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- イ 郵便切手類の管理に関する事務については、歳出予算執行整理簿を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、郵便切手類出納（受払）簿において、郵便切手類の出納を記載していないものがあつたので、米子市物品管理規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。なお、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

別図 組織図



別表 令和元年度一般会計歳入歳出予算執行状況

(令和2年1月末日現在)

歳 入

(単位；円．パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B - C 収 入 未 済 額	C/A	C/B
民 生 使 用 料	96,000	94,930	52,690	42,240	54.9	55.5
民生費国庫負担金	2,036,705,000	1,993,509,735	1,644,813,020	348,696,715	80.8	82.5
民生費国庫補助金	97,995,000	0	0	0	0.0	—
国 庫 支 出 金 民 生 費 委 託 金	703,000	691,500	0	691,500	0.0	0.0
民生費県負担金	985,011,000	65,296,225	0	65,296,225	0.0	0.0
民生費県補助金	72,616,000	22,462,343	1,798,650	20,663,693	2.5	8.0
県 支 出 金 民 生 費 委 託 金	29,000	0	0	0	0.0	—
財 産 貸 付 収 入	961,000	961,882	0	961,882	0.0	0.0
雑 入	2,777,000	22,773	17,733	5,040	0.6	77.9
民 生 債	14,500,000	0	0	0	0.0	—
合 計	3,211,393,000	2,083,039,388	1,646,682,093	436,357,295	51.3	79.1

歳 出

(単位；円．パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
社会福祉総務費	127,000	28,000	28,000	99,000	22.0	100.0
障がい者福祉費	3,939,841,000	3,272,836,936	2,934,315,305	1,005,525,695	74.5	89.7
障がい者福祉施設費	53,119,000	52,596,380	52,596,380	522,620	99.0	100.0
児童福祉総務費	390,821,000	329,705,682	295,162,893	95,658,107	75.5	89.5
合 計	4,383,908,000	3,655,166,998	3,282,102,578	1,101,805,422	74.9	89.8